

酒税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

(酒類の製造免許の申請書の記載事項等)

第七条 令第十二条第一項第九号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 省 略

2 令第十二条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の履歴書（法人にあつては、役員の履歴書並びに定款の写し及び登記事項証明書）

二 省 略

六 輸出するために清酒を製造しようとする者にあつては、製造した清酒を輸出することを誓約する書面及び当該清酒の販売に係る契約書の写し

その他の当該販売に関する書類

七 省 略

(酒母等の製造免許の申請書の記載事項等)

第七条の二 省 略

2 令第十三条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の履歴書（法人にあつては、役員の履歴書並びに定款の写し及び登記事項証明書）

二 省 略

(酒類の販売業免許の申請書の記載事項等)

第七条の三 省 略

2 令第十四条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の履歴書（法人にあつては、役員の履歴書並びに定款の写し及び登記事項証明書）

二 省 略

(酒類の製造免許の申請書の記載事項等)

第七条 令第十二条第一項第八号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 同 上

2 同 上

一 申請者の履歴書及び住民票の写し又はこれに代わる書類（法人にあつては、役員の履歴書並びに定款の写し及び登記事項証明書）

二 同 上

六 同 上

(酒母等の製造免許の申請書の記載事項等)

第七条の二 同 上

2 同 上

一 申請者の履歴書及び住民票の写し又はこれに代わる書類（法人にあつては、役員の履歴書並びに定款の写し及び登記事項証明書）

二 同 上

(酒類の販売業免許の申請書の記載事項等)

第七条の三 同 上

2 同 上

一 申請者の履歴書及び住民票の写し又はこれに代わる書類（法人にあつては、役員の履歴書並びに定款の写し及び登記事項証明書）

二 同 上

(輸出されたことを証する書類)

第十条 令第三十六条第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十一条に規定する合衆国軍事郵便局の証明した書類とする。

## 附則

(施行期日)

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七条第二項第一号の改正規定並びに第七条の二第二項第一号及び第七条の三第二項第一号の改正規定並びに次項の規定 令和三年一月一日
- 二 第七条第一項の改正規定及び同条第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に一号を加える改正規定 令和三年四月一日

(経過措置)

2 改正後の酒税法施行規則第七条第二項第一号、第七条の二第二項第一号及び第七条の三第二項第一号の規定は、令和三年一月一日以後に提出する酒税法施行令第十二条第一項、第十三条第一項又は第十四条第一項の申請書について適用する。

(輸出されたことを証する書類)

第十条 令第三十六条に規定する財務省令で定めるものは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十一条に規定する合衆国軍事郵便局の証明した書類とする。